

(趣旨)

第1条 この規程は、立命館大学学則(以下、「学則」という。)第58条第2項および立命館大学大学院学則(以下、「大学院学則」という。)第68条第2項にもとづき、科目等履修生に関して必要な事項を定める。

(資格)

第2条 学部の授業科目の履修を志願することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学則第21条に規定する大学の入学資格を有する者
- (2) 履修しようとする授業科目について、履修に必要な学力があると学部長が認めた者
- 2 大学院修士課程、大学院博士課程前期課程または大学院一貫制博士課程1年次および2年次の授業科目の履修を志願することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 大学院学則第52条に規定する大学院の入学資格を有する者
 - (2) 履修しようとする授業科目について、履修に必要な学力があると研究科長が認めた者
- 3 大学院博士課程後期課程または大学院一貫制博士課程3年次から5年次までの授業科目の履修を志願することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 大学院学則第53条に規定する大学院の入学資格を有する者
 - (2) 履修しようとする授業科目について、履修に必要な学力があると研究科長が認めた者
- 4 大学院専門職学位課程の授業科目の履修を志願することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 大学院学則第52条に規定する大学院の入学資格を有する者
 - (2) 履修しようとする授業科目について、履修に必要な学力があると研究科長が認めた者

(出願手続)

第3条 授業科目の履修を志願する者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類に科目等履修生選考料を添え、当該授業科目を開講する学部長または研究科長に願い出なければならない。

- (1) 科目等履修生願書(本学所定のもの)
 - (2) 志望理由書(本学所定のもの)
 - (3) 最終出身学校の卒業証明書
 - (4) 前条の第1項から第4項の第2号に該当する者は、最終出身学校の成績証明書
 - (5) 外国籍の者は、履修の期間に相当する日本国の在留資格を有することを証明する特別永住者証明書または在留カードの写し
 - (6) 大学、短期大学、大学院または高等学校に在籍している者は、所属する大学、短期大学、大学院または高等学校が出願を認めた許可書
- 2 複数の学部の授業科目の履修を志願する者にあつては、いずれか一つの学部の学部長に、複数の研究科の授業科目の履修を志願する者にあつては、いずれか一つの研究科の研究科長に願い出るものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、本大学の学生および学校法人立命館が設置する高等学校の生徒については、第1項第3号から第6号に規定する書類の提出を免除する。
- 4 科目等履修生が履修期間の終了後、新たに授業科目の履修を志願するときは、改めて出願手続を行わなければならない。ただし、新たな授業科目の履修の志願が同一年度および同一課程である場合に限り、科目等履修生選考料を免除する。

(選考および決定)

第4条 前条に規定する志願者については、選考のうえ、第2条第1項の者にあつては教授会の議を経て学部長が、第2条第2項から第4項の者にあつては研究科委員会または研究科教授会(以下、「研究科委員会等」という。)の議を経て研究科長が履修の許可を決定する。

2 前条第2項に規定する複数の学部の授業科目を志願する者についての選考および許可の決定は各学

部で、前条第2項に規定する複数の研究科の授業科目を志願する者についての選考および許可の決定は各研究科で行う。

3 学部長または研究科長は、前2項の決定を志願者に通知する。

(登録手続)

第5条 科目等履修生として許可された者は、所定の書類を提出するとともに、科目等履修生登録料および科目等履修料を納入しなければならない。

2 科目等履修生として許可された者が、前項に規定する手続きを所定の期日までに行わなかったときは、許可を取り消す。

(期間)

第6条 科目等履修生の履修期間は、履修が許可された授業科目の開講期間とする。ただし、夏期集中の授業科目を許可された者は、学年の1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、学部において、関連する複数の授業科目が複数の年度にわたって開講されるときは、教授会の議を経て学部長が、当該複数授業科目の開講期間を履修期間として認めることがある。

3 第1項の規定にかかわらず、研究科において、関連する複数の授業科目が複数の年度にわたって開講されるときは、研究科委員会等の議を経て研究科長が、当該複数授業科目の開講期間を履修期間として認めることがある。

(登録上限および履修の対象授業科目)

第7条 科目等履修生が1年間に履修できる単位数は、学部においては40単位以内、研究科においては12単位以内とする。ただし、研究科委員会等の議を経て、研究科長が認めた場合は、12単位を超えて履修することができる。

2 履修の対象とする授業科目は、各学部または各研究科が定める。

(試験)

第8条 科目等履修生は、本大学の学生と同様に履修した授業科目の試験を受け、成績評価を受けることができる。

(単位の授与)

第9条 科目等履修生が、授業科目を履修し前条の試験に合格したときは、単位を授与する。

2 前項に規定する単位授与は、学部の授業科目にあっては教授会の議を経て学部長が、研究科の授業科目にあっては研究科委員会等の議を経て研究科長が行う。

(証明書等)

第10条 科目等履修生に、その身分を証明するものとして、科目等履修生証を交付する。

2 科目等履修生証に関する事項は、立命館大学学生証規程に定める。

3 希望する者には、履修の期間を証明する証明書および成績証明書を交付する。

(諸規則の遵守)

第11条 科目等履修生は、本大学の諸規則を守らなければならない。

(授業科目の履修の中止)

第12条 科目等履修生が本大学の諸規則に反する行為または科目等履修生として相応しくない行為を行った場合は、科目等履修生の身分を剥奪し、授業科目の履修を中止する。

2 前項に規定する手続きは、学部にあつては教授会の議を経て学部長が、研究科にあつては研究科委員会等の議を経て研究科長が行う。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、教学委員会が行う。

附 則(2012年12月17日 出入国管理及び難民認定法および住民基本台帳法の改正に伴う一部改正)

この規程は、2012年12月17日から施行する。